

沖縄県地域医療構想の推進について

平成29年 5月23日

沖縄県保健医療部
医療政策課

沖縄県地域医療構想の推進体制

沖縄県地域医療対策協議会

【役割】

保健医療計画、地域医療構想、地域医療介護総合確保基金、医師の養成・確保等について意見聴取等を行う会議

沖縄県地域医療対策会議

北部

中部

南部

宮古

八重山

【役割】

各地区ごとに、地域医療構想を達成するために必要な事項等について、地区の医療関係者等で協議する会議

機能分化・連携WG

地域包括ケア連携WG

機能分化・連携WG

地域包括ケア連携WG

機能分化・連携WG

地域包括ケア連携WG

機能分化・連携WG

地域包括ケア連携WG

機能分化・連携WG

地域包括ケア連携WG

【役割】

病床機能の分化・連携、在宅医療や介護との連携等に関して、必要に応じてワーキンググループを設置し、具体的な協議や取り組みを進める。

地域医療対策会議の役割と構成員

【 会議の役割 】

各二次医療圏内の医療提供体制等に関して、次に掲げる事項を協議する場。

- ① 将来必要とされる医療提供体制及びその実現に向けて必要な取り組みに関すること。
- ② 医療計画の推進に必要な取り組みに関すること。
- ③ その他、医療の推進に関すること。

【 会議の構成員 】

協議事項に応じて、以下の団体から県が依頼する。

- ① 医師会(地区医師会)
- ② 歯科医師会
- ③ 薬剤師会
- ④ 看護協会
- ⑤ 栄養士会
- ⑥ 医療機関
- ⑦ 市町村
- ⑧ 医療を受ける側(婦人会、社会福祉協議会、母子保健推進員、老人クラブ等)
- ⑨ 介護事業関係者(介護関係団体、介護事業者等)
- ⑩ その他の関係機関

地域医療対策会議の主な協議事項

1 医療機能の分化・連携

- (1) 各医療機関(各病棟)における病床機能の把握
- (2) 適切な地域完結型医療提供体制の構築
- (3) 医療機関相互の連携の推進
- (4) 将来の医療需要に対応する病床数の見通し

2 地域包括ケアシステム※の構築

- (1) 在宅医療の推進
- (2) 地域包括ケアシステムの構築

3 地域医療構想の進捗管理

- (1) 目指すべき医療提供体制を築くための人材の確保・育成
- (2) 医療の受け手(県民)への情報公開
- (3) 地域医療構想達成のための進捗管理

※「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態になることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう(「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条)。

地域医療対策会議のスケジュール

H29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域医療対策協議会		1回 5/23				2回			3回			
地域医療対策会議		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 第1回 </div> 中部 5/25 八重山 6/1 北部 6/8 南部 6/15 宮古 6/21			<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 第2回 </div>				<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 第3回 </div>			
ワーキンググループ	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 各地区ごとに、必要なワーキンググループを開催 </div>											